

第6章 重点的な取組

(子ども・子育て支援法 法定必須記載事項以外)

1 子どもの貧困対策の充実(ひとり親家庭の自立支援の推進を含む)

子どもの貧困について

本計画において「子どもの貧困」は経済的支援が必要な状況であることを基本としながら、それ以外にも、子どもの成長や学習に必要なものが不足したり、体験の機会が十分でなかったりする状況とします。

このため、「子どもの貧困」を解決するには、経済的な問題をはじめ、複雑に絡むさまざまな問題の解決に向けて、困難な状況に陥る要因をひとつひとつ取り除くことであり、子どもたちが抱える困難に早期に気づき、早期に支援につなげることが重要であると考えます。

しかし、貧困の状況にある子どもや家庭のなかには、必要な制度を知らない、利用したがないなどの場合もあり、貧困の状況は外からは見えにくいと考えられます。

こうした見えにくく、潜在化している課題をいち早く把握し、早期に効果的な支援につなぐため、認定こども園、幼稚園および保育所(園)、学校、地域等、子どもや家庭とのあらゆる接点から、支援が必要な子どもや家庭の把握と家庭の状況に応じた適切な支援を可能とする体制の構築を目指し、教育機関や保育施設・地域・市民活動団体・行政等の連携協力によって子どもの貧困対策に取り組みます。

本市では計画策定前から、困難な状況にある子どもや家庭に対して、各部局で連携しながら様々な支援を行ってきました。各部局が子どもの貧困対策につながることを意識し、新たな支援を検討するとともに、保健福祉分野、教育分野、地域による支援が効果的につながるような、支援体制を構築します。これにより実態をより把握し、つながりにくい家庭をつなぎやすくなるものと考えます。

また、平成28年度国民生活基礎調査(厚生労働省)によると、ひとり親家庭の貧困率が50.8%と高い状況にあります。ひとり親家庭のすべてが貧困の状況にあるわけではありませんが、その自立促進は貧困対策として重点対象であると考えます。前期計画の重点的な取組「ひとり親家庭の自立支援の推進」を含むことで、貧困対策とひとり親家庭への支援それぞれの充実を図ります。

(1) 施策の目的

- ①子どもの現在および将来がその生まれ育った環境に左右されることのないよう、将来の夢や目標の実現に向かって自分の能力・可能性を伸ばすことができるように、教育機関や保育施設・地域・市民活動団体・行政等が積極的に連携し、貧困の連鎖を断ち切るための多面的な支援を行います。
- ②困難な状況に陥りやすいひとり親家庭について、自立のための支援を推進します。
- ③困難を抱えている可能性のある子どもや家庭に早期に気づくため、各種事業の実施を通して、地域での見守りや専門機関につながる効果的な支援体制づくりを推進します。

(2) 取組内容

①子どもの貧困対策に関する支援体制の連携を強化

子どもの貧困対策に関連する事業は多数実施しておりますが、相対的な貧困は見えにくいいため気づきにくく、また、課題を抱えている世帯が周囲の目を気にして支援を求めないこともあり、適切な支援に結びつかないこともあります。

さらに、支援においては親の健康状態の悪化により、家庭が貧困の状況に置かれたり、家庭の世話に追われたりする子どももいます。子どもやその親に障害がある場合や、外国人の子どもなどで日本語が不自由である場合、養育する保護者がいない子どもなど、貧困になる要因は多様であるとともに、特に配慮が必要な場合があることも認識して状況を把握する必要があります。

子どもの貧困の問題に関しては、複合的な課題が絡み合っていることが多いため、より効果的なものにするためには、より一層の各分野・部局間の連携が必要であり、市以外の国、県、他団体とも連携を図り、子どもへの関わりが途切れることのないよう支援者間の情報共有も重要です。

本市では、かねてから教育や保育、福祉の充実を図ってきました。困難な状況にある子どもや家庭に対して教育支援、経済的支援、生活支援、就労支援を継続的かつ包括的に行い、妊娠、出産を経て、乳幼児期から学童期、青年期から若者へと成長する過程で切れ目のない支援となるよう、さらなる関係部局の連携強化を図ります。そのうえで、地域や市民活動団体、行政等とも事業の情報共有を図ります。

②教育や保育の場を活かした支援

本市では、かねてから教育や子育ての充実を図っており、子どもの生まれ育った環境や家庭の経済状況にかかわらず、就学前では、質の高い幼児教育・保育を、学校では、学力を保障するための環境づくりや生きる力を育むための多様な体験の機会を提供しています。また、学びの連続性の観点から子どもへの対応が幼児期から学童期で円滑に引き継がれるよう、教育内容の充実や連携の推進に取り組んでいます。

教育や保育の場においては、豊かな育ち・学びのもと、子どもたちが安心して過ごし、悩みの相談をしやすい環境を整えることで、教職員等が子どもたち一人ひとりのわずかな状況変化にいち早く把握できる状況にあります。

このように子どもたちが集う保育や教育の場において、福祉部門や地域の人たち等が関わり、子どもの貧困対策をはじめ、児童虐待防止や障害のある子どもへの支援など、子育て支援全般に取り組めます。

事業番号	事業名	担当課
16	就学前教育と小学校教育との円滑な接続と連携の推進	幼児課 学校教育課
19	就学前教育サポート事業	幼児課
28	教室アシスタント配置事業	児童生徒支援課
113	やまびこ教育相談室の実施	児童生徒支援課
116	学校問題相談支援事業（S S W派遣事業）	児童生徒支援課

③幼児教育・保育・義務教育にかかる経済的負担の軽減

家庭の経済状況にかかわらず、すべての子どもにとって教育の機会均等および質の高い教育が受けられるよう、幼児教育、保育の無償化をはじめとして、幼児期、義務教育段階の経済的負担の軽減を図り、高等教育段階まで切れ目のない教育費負担の軽減へとつなげます。

事業番号	事業名	担当課
76	教育・保育実費徴収に係る補足給付事業	幼児課
78	生活保護制度における教育扶助	生活支援課
80	生活保護制度における入学準備金	生活支援課
82	就学援助費給付	学校教育課

④義務教育終了後の支援

滋賀県が実施する高校、大学等へ進学する場合に利用可能な奨学制度などを広報、啓発することで、子どもたちの進路の選択肢が増えることにつながるような支援を行います。

また、ひとり親家庭の子どもや生活保護世帯の子どもの高等教育の修学支援を行います。

事業番号	事業名	担当課
73	高等学校卒業程度認定試験合格支援事業（子ども対象）	子ども家庭課
74	母子・父子・寡婦福祉資金貸付事業（修学）	子ども家庭課
79	生活保護世帯の子どもの大学等進学支援	生活支援課

⑤多様な学習の場や子どもが安心できる居場所づくりの充実

地域と学校が協働して多様な体験の活動の場を提供します。

ひとり親家庭の交流や子どもの体験の場を提供する福祉団体に支援を行い、連携を図ります。また、地域で活動されている子ども食堂やフードバンク事業の情報提供を行います。

経済的な理由や家庭環境により、子どもの学習の機会や社会経験の機会が損なわれることがないように、学習や生活支援の場となる居場所づくりを推進します。

ひとり親家庭や生活困窮世帯等の子どもの居場所では、子ども同士のヨコの関係や保護者や先生とのタテの関係だけでなく、大学生や地域ボランティアなど多様な大人とのナナメの関係を通じて信頼関係を築き、子どもの自己肯定感を育むことができるよう、基本的な生活習慣の習得支援、学習習慣の定着を目指した学習支援、食事の提供、読書支援などを行います。

子どもの豊かな成長を支えるため、各居場所の運営状況やニーズを踏まえた居場所づくりのあり方について検討します。

事業番号	事業名	担当課
29	学びの教室プロジェクト	児童生徒支援課
75	子どもの居場所づくり事業（子どもの生活・学習支援事業）	子ども家庭課 生活支援課
149	読書活動支援	図書館

⑥生活の安定に資するための支援

子どもの健やかな育ちのためには、親の妊娠・出産期からの良好な環境が必要であることから、相談を通じた困難な状況の早期の把握に努めます。相談窓口では相談者に寄り添い、困難を有する女性の妊娠・出産のサポートや家事・育児等の生活面での手助けや住宅の確保など、ニーズに応じた支援が確実に届くよう相談支援の充実を図ります。

子どもに対する生活支援においては、食生活を含めた基本的な生活習慣の形成を支援します。

また、子どもの進学支援の情報のほかにも、就労を選択した場合においては、就労支援を行う機関への案内を行います。

さらに、子どもを養育することができない家庭や養育する保護者がいない子どもは、児童養護施設や里親制度等の社会的養護を図りながら、退所後を見据えて必要な支援につなげていきます。

事業番号	事業名	担当課
42	子育て短期支援事業（ショートステイ・トワイライトステイ）の充実	家庭児童相談室
43	養育支援訪問事業	子育て相談センター
77	生活困窮者自立支援事業（相談支援、住居確保等）	生活支援課
81	子育て世帯への公営住宅の供給	住宅課
85	すこやか訪問の推進	子育て相談センター
86	子育て相談センターでの相談の実施	子育て相談センター
87	産前・産後サポート事業（産後電話相談事業）の実施	子育て相談センター
88	産後ケア事業の実施	子育て相談センター
96	家庭訪問における相談の実施	子育て相談センター
133	ひとり親家庭相談業務の充実	子ども家庭課
136	母子生活支援施設入所措置	子ども家庭課 家庭児童相談室
137	ひとり親家庭のファミリー・サポート・センター利用助成	子育て相談センター

⑦保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援

困難な状況にある子どもや親が社会的に孤立し、一層困難な状況に陥らないよう、ハローワーク等の関係機関と連携し、家庭の状況に応じ、他の支援情報を組み合わせるなど有効な就労相談支援を実施し、収入の増加や安定した就労の実現による経済状況の改善を図ります。

保護者の就労支援としては、ひとり親家庭の認定こども園、保育所（園）の優先入所や多様な保育ニーズへの対応のほか、ひとり親家庭を含め、男女が共に子育てをしながら安心して働ける環境づくりについて企業向けの啓発を行います。

その他、低所得で生活が困難なふたり親家庭についても、これまでの就労の経験や親の状況に応じた職業訓練機関の情報提供などの経済状況の改善につながる支援を行います。

事業番号	事業名	担当課
73	高等学校卒業程度認定試験合格支援事業（保護者対象）	子ども家庭課
77	生活困窮者自立支援事業（被保護者就労支援）	生活支援課
134	日常生活支援事業の推進	子ども家庭課
135	ひとり親家庭の就労に関する支援の充実	子ども家庭課
137	ひとり親家庭のファミリー・サポート・センター利用助成	子育て相談センター
157	男女共同参画による子育てを可能とする職場づくりのための啓発	男女共同参画課

⑧生活の下支えをするための経済的支援

児童手当などの広く子育て世帯に向けた手当のほかに、経済的支援を必要とする家庭に対して、各種手当の支給を行うほか、各種制度の利用時に個別事情に応じた減免による経済的負担の軽減を図ることで、生活の下支えを行います。

ひとり親家庭においては、養育費の確保のための支援を行うことで適切な養育環境を整えるとともに、子どもの気持ちに沿った面会交流の支援についても検討します。

事業番号	事業名	担当課
74	母子・父子・寡婦福祉資金貸付事業（修学以外）	子ども家庭課
132	児童扶養手当	子ども家庭課
138	ひとり親家庭の医療費助成	保険年金課

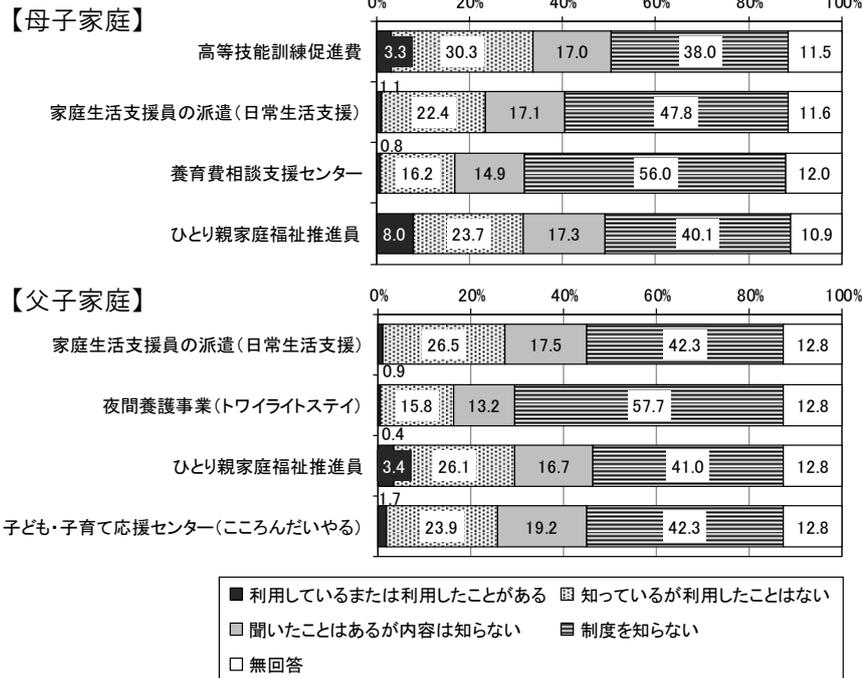
⑨子どもの貧困対策に関連する制度の情報提供

「平成 30 年度滋賀県ひとり親家庭等生活実態調査」（128 ページ資料参照）によると、制度の利用状況の質問に対して、既存の事業があるにもかかわらず、50%以上の人が「聞いたことはあるが内容は知らない」、もしくは「制度を知らない」と回答された制度もありました。

必要な家庭に必要な情報が届き、必要な支援が受けられるよう、関係部署と連携のうえ、各種制度やサービスについて積極的な情報提供を行います。

※「平成 30 年度滋賀県ひとり親家庭等生活実態調査」とは…
滋賀県の計画である「淡海子ども・若者プラン～子ども・子育て環境日本一の滋賀を目指して～」の策定にあたる基礎資料として、平成 30 年 9 月に県内のひとり親家庭等（母子家庭、父子家庭、ひとり暮らし寡婦）14,808 世帯のうち、3,988 世帯を対象に生活実態のアンケートを実施。

■ 制度の利用状況《一部抜粋》（単数回答）



⑩ 貧困状況にある子どもや家庭を適切な支援につなぐための意識啓発

貧困の状況にある子どもや家庭は、その困難な状況を周囲の目を気にして外に見せないようにする場合もあることから実態が把握しにくい状況にあります。

第2章6「子どもの貧困対策のための支援者調査の結果」（44 ページ）において、貧困状況にある家庭の子どもや保護者と接することの有無で「わからない」という回答が 14.8%あり、支援者であっても貧困の状況についてはわかりにくい状況です。

このことから、見えている問題はもちろんのこと、背景にある隠れた問題も把握し、適切な支援へとつなげる人材の確保のため、相談職員や支援者向けの研修の実施や研修情報の提供を行います。

⑪ 貧困の実態を把握するための調査、施策の研究

子どもが置かれている貧困の実態や、そのような子どもが実際に受けることができる支援の実態を適切に把握し、分析したうえで、さらなる効果的な施策の検討につなげます。

国においては、子どもの貧困対策をさらに適切に推進していくために、既存の統計の見直しや改善を含め、指標のあり方について引き続き検討を進めていくとされています。

本市においても、他市の先進事例等を参考に地域の実態をあらわす数値やデータの把握方法を研究し、地域の特徴に応じた施策の検討につなげます。

（参考）本市におけるひとり親家庭の状況把握（児童扶養手当受給資格者にアンケート実施。
次回調査は令和6年度の予定）

項目	平成27年度	令和元年度
親が就業している家庭	89.9%	92.2%
就業者のうち自営業・正規雇用の人	49.7%	56.1%
子どもに大学まで進学してほしいと思っている人	48.6%	34.3%

【目標値】

(1) ひとり親家庭の子どもの進学率（中学校卒業後）の向上

	平成 30 年度	平成 31 (令和元) 年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
	実績	見込	目標値				
割合	96.0%	96.3%	96.6%	96.9%	97.2%	97.5%	97.9%

(2) 子どもの居場所の箇所数

	平成 30 年度	平成 31 (令和元) 年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
	実績	見込	目標値				
箇所数	1	2	2	2	2	3	3

(3) 子育てに関して悩みを一人で抱えている人の割合

	平成 30 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
	実績	目標値	
「子育てに関して、気軽に相談できる人・場所の有無」の問いに「一人で抱えている」と答えた人の割合	2.7%	1.8%	1.6%※

※この目標値は子ども・子育て支援事業計画策定時に 5 年ごとに実施するニーズ調査の結果から把握します。令和 6 年は目標値を定めますが、進捗の把握は行いません。

(4) ひとり親家庭等の暮らし向きの向上

「暮らし向きについてどう感じていますか。」の問いに「大変苦しい／苦しい」と答えた人の割合

	平成 31 (令和元) 年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
	見込	目標値				
割合	53.2%	52.6%	52.0%	51.4%	50.8%	50.0%

※この目標値は毎年 8 月に実施する児童扶養手当の現況届出時にアンケートを行い把握します。

2 児童虐待防止対策の充実

(1) 施策の目的

- ①児童虐待防止に関する市民の意識の向上を図ります。
- ②育児不安の緩和や育児負担の軽減を図れるよう子育て支援を推進し、虐待の未然防止を図ります。
- ③虐待が深刻化する前に、児童虐待の早期発見、早期対応を図ります。
- ④子どもの安全を守るために子どもと保護者への適切な支援を図ります。

(2) 取組内容

- ①子ども家庭総合支援拠点の設置を進めます。

地域のすべての子どもと家庭の相談に対応する子ども支援の専門性をもった体制づくりを行い、虐待の未然防止、発生した場合の早期発見・支援のための取組を進めています。また、切れ目なく継続的な支援を行うためには、地域の多様な団体、機関、相談窓口等が有機的に結びつく必要があることから、拠点の周知啓発を進めるほか、滋賀県中央子ども家庭相談センター、認定こども園、幼稚園および保育所（園）や学校、警察等の関係機関との連携を強化し、早期発見・支援体制を強化します。

事業番号	事業名	担当課
37	子ども家庭総合支援拠点の設置	家庭児童相談室

- ②要保護児童対策地域協議会による関係機関との連携を強化します。

要保護児童対策地域協議会において、滋賀県中央子ども家庭相談センターや県・市の関係課、認定こども園、幼稚園および保育所（園）、学校、児童育成クラブおよび民生委員児童委員等と連携を図り、個別ケース検討会議等で情報共有ならびに役割分担し、児童虐待等の未然防止、早期発見と適切な支援を行います。また、実務者向け研修への積極的な参加を促し専門性の強化に努めます。

事業番号	事業名	担当課
38	要保護児童対策地域協議会	家庭児童相談室

- ③認定こども園、幼稚園および保育所（園）、学校における虐待等に関する相談支援体制を推進します。

虐待やいじめ等に苦しむ子どもの相談に応じるため、学校等での相談体制や不登校児童生徒の支援体制の充実を図ります。また、特別な支援を要する子どもがその年齢および能力に応じた十分な保育・教育が受けられるよう、保育・教育の内容および方法において必要な配慮を行います。

事業番号	事業名	担当課
19	就学前教育サポート事業	幼児課
113	やまびこ教育相談室の実施	児童生徒支援課
114	不登校児童生徒支援の充実	児童生徒支援課
116	学校問題相談支援事業（SSW派遣事業）	児童生徒支援課

④児童虐待防止に関する市民の意識の向上を図ります。

児童虐待と思ったら迷わず通報・相談することや児童虐待が子どもに及ぼす影響等について、児童虐待防止推進月間（11月）等に各種広報を活用し、父親・母親だけでなくすべての人への啓発を図ります。また、子どもの権利や子どもとのコミュニケーションのとり方、体罰によらない子育てについて等をテーマとした子育て講座・研修を開催します。

事業番号	事業名	担当課
40	児童虐待防止に関する啓発の推進	家庭児童相談室

⑤育児不安の緩和や育児負担の軽減を図るための子育て支援を推進します。

育児の孤立が進み、精神的・経済的な不安感や負担感が大きくなる前に、出産や子育ての不安等を緩和し、安心して子育てができる環境を整備し、子どもの健やかな育ちを促進するため、子育て支援施策を推進します。

事業番号	事業名	担当課
22	児童育成クラブの充実	子ども・若者政策課
39	家庭児童相談体制の充実	家庭児童相談室
41	養育支援ヘルパー派遣事業	家庭児童相談室
42	子育て短期支援事業（ショートステイ・トワイライトステイ）の充実	家庭児童相談室
43	養育支援訪問事業	子育て相談センター
117	つどいの広場運営事業	子育て相談センター
125	子育て支援センター機能の充実	子育て相談センター
126	地域子育て支援センターの充実	子育て相談センター
128	子育て支援サービスに関する情報提供の充実	子育て相談センター
136	母子生活支援施設入所措置	子ども家庭課 家庭児童相談室
137	ひとり親家庭のファミリー・サポート・センター利用助成	子育て相談センター

⑥関係機関の各種施策を活用し、児童虐待の予防を推進します。

子育て家庭をとりまく課題は複雑多様化しており、虐待についても解決に向けた支援が長期に及ぶケースが増加しています。障害のある子ども等への施策やひとり親家庭の自立支援等の施策を充実することにより、子どもの健やかな成長・発達を促進し、また保護者に対する支援体制の充実を図り、活用することで児童虐待の未然防止を図ります。

事業番号	事業名	担当課
48	障害、発達支援等に関する相談・支援事業	発達支援センター
49	湖の子園の充実	発達支援センター
50	障害児福祉サービスの推進	発達支援センター 障害福祉課
115	ことばの教室・通級指導教室の充実	児童生徒支援課
133	ひとり親家庭相談業務の充実	子ども家庭課
134	日常生活支援事業の推進	子ども家庭課
135	ひとり親家庭の就労に関する支援の充実	子ども家庭課
136	母子生活支援施設入所措置	子ども家庭課 家庭児童相談室

⑦定期健診・訪問等を活用した児童虐待の早期発見と早期支援を行います。

虐待は表面化しにくいことから、乳幼児健診やすこやか訪問事業を活用し、子どもの発達、発育にとどまらず、親子関係の確認や養育に関する相談を実施し、育児支援および児童虐待の未然防止、早期発見につないでいきます。その中で、養育環境や子どもとの関わりで、より丁寧な支援や見守りが必要と思われるケースについては、定期的に母子保健・児童虐待関係各所で情報共有・役割分担を行い、養育支援訪問や養育支援ヘルパーの派遣、家庭相談員へのつなぎをスムーズに切れ目なくすることで早期支援を行います。

事業番号	事業名	担当課
85	すこやか訪問の推進	子育て相談センター
87	産前・産後サポート（産後電話相談事業）事業の実施	子育て相談センター
94	乳幼児健診の実施	子育て相談センター
96	家庭訪問における相談の実施	子育て相談センター

【目標値】

(1) 児童虐待防止に関する啓発の推進

街頭啓発・パンフレットの配布・研修会の開催等を行います。

	平成 30 年度	平成 31 (令和元) 年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
	実績	見込	目標値				
事業数	14	14	15	15	15	15	15

(2) 養育支援ヘルパー延べ利用時間（地域子ども・子育て支援事業の確保方を再掲）

	平成 30 年度	平成 31 (令和元) 年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
	実績	見込	目標値				
利用時間	687	728	771	816	864	915	969

(3) 子育て短期支援事業延べ利用日数（地域子ども・子育て支援事業の確保方を再掲）

	平成 30 年度	平成 31 (令和元) 年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
	実績	見込	目標値				
利用日数 (年間)	158	166	175	184	194	204	215

(4) 児童虐待相談対応件数と人員配置（地域子ども・子育て支援事業の確保方を再掲）

	平成 30 年度	平成 31 (令和元) 年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
	実績	見込	目標値				
対応件数 (件)	949	1049	1,149	1,249	1,349	1,449	1,549

3 障害のある子どもへの支援の充実

(1) 施策の目的

- ①発達に支援が必要な子どもに対して、関連機関との連携を強化し、早期発見と早期療育に取り組みます。
- ②家族の不安解消と就労支援、介護負担の軽減を図ります。
- ③障害のある子ども・ない子どもが様々な体験を得ながら充実した生活を送ることができるよう、活動の場の確保と充実を図ります。
- ④障害のある子どもが、充実した（学校）生活を送ることができるよう支援します。

(2) 取組内容

- ①発達に支援が必要な子どもに対して、関連機関が連携を強化し、早期発見と早期療育に取り組みます。

訪問事業や乳幼児健診の機会を通して、発達状況や日頃の様子等を確認し、支援が必要な子どもの早期発見に取り組みます。さらに早期療育が必要な子どもと保護者には、湖の子園において発達段階に応じた療育や保護者プログラムを通して安心して子育てができるよう支援します。また、認定こども園、幼稚園、保育所（園）等でも安心して集団生活を送ることができるよう、個別の支援計画や相談支援ファイルを活用し、関係機関と連携しながら支援を行います。

事業番号	事業名	担当課
49	湖の子園の充実	発達支援センター
85	すこやか訪問の推進	子育て相談センター
94	乳幼児健診の実施	子育て相談センター

- ②切れ目のない相談支援体制の充実を図ります。

言葉や社会性の発達、学習上の困難等子どもの発達に不安を感じている保護者へ、専門の相談員等による相談や本人および家族の継続的なカウンセリング、相談・支援を行います。また、認定こども園、幼稚園および保育所（園）等において、集団での関わりを通して子どもの発達・成長を促すとともに、各施設を巡回し、在籍する子どもの発達相談や職員の相談を行います。さらに、障害児保育検討会議等を通して、認定こども園等の保育士や幼稚園教諭に対して研修会を実施し、一人ひとりの発達や障害に応じた障害児保育を行えるよう支援の充実を図ります。また、相談事業等についても広報くさつや関係機関との会議を通して周知を進めます。

事業番号	事業名	担当課
48	障害、発達支援等に関する相談・支援事業	発達支援センター
52	幼稚園教諭、保育士等に対する障害児保育（特別支援教育）研修	幼児課

③在宅支援機能の強化を推進します。

障害のある子どもに関するニーズの多様化に応じるため、通所や訪問による質の高い障害児福祉サービスを提供します。さらに、家族の負担軽減、就労支援のため、日中一時支援事業、障害児保育等の事業を推進します。

事業番号	事業名	担当課
45	特別児童扶養手当	子ども家庭課
46	障害のある子どもへのファミリー・サポート・センター利用助成	子育て相談センター
50	障害児福祉サービスの推進	発達支援センター 障害福祉課
55	障害児福祉手当	障害福祉課
56	心身障害児の医療費助成	保険年金課

④障害のある子どもが、充実した（学校）生活を送ることができるよう支援します。

障害のある子どもの自立と社会参加を進めるため、障害の有無にかかわらず子どもが共に過ごす場を確保し、特別支援教育・保育の充実に取り組みます。

事業番号	事業名	担当課
44	児童育成クラブの障害のある子どもの利用	子ども・若者政策課
51	認定こども園、幼稚園および保育所（園）等での障害児保育（特別支援教育）	幼児課
54	医療的ケア支援員配置事業	児童生徒支援課
57	インクルーシブサポーター派遣事業	児童生徒支援課

【目標値】

(1) 児童発達支援

障害のある子どもに対して、日常生活における基本的な動作の指導、知識技術の習得の支援、集団生活への適応訓練等を行います。

	平成 30 年度	平成 31 (令和元) 年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
	実績	見込	目標値				
延べ日数／月	579	642	642	※			
実人数	81	68	69	※			

(2) 医療型児童発達支援

上肢、下肢または体幹の機能障害のある子どもに対し、児童発達支援および治療を行います。

	平成 30 年度	平成 31 (令和元) 年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
	実績	見込	目標値				
延べ日数／月	38	34	34	※			
利用者数	5	5	5	※			

(3) 放課後等デイサービス

就学している障害のある子どもに対し、授業終了後や休業日に生活能力の向上のための訓練や社会交流を促進する活動等を行います。

	平成 30 年度	平成 31 (令和元) 年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
	実績	見込	目標値				
延べ日数／月	3,489	3,531	4,015	※			
利用者数	268	321	365	※			

(4) 保育所（園）等訪問支援

保育所等の施設に通う障害のある子どもに対し、その施設を訪問して、集団生活に適応するための専門的な支援を行います。

	平成 30 年度	平成 31 (令和元) 年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
	実績	見込	目標値				
延べ日数／月	9	14	14	※			
利用者数	15	21	22	※			

(5) 居宅訪問型児童発達支援

通所のために外出することが著しく困難な重症心身障害児などの子どもに対して、居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の習得の支援などを行います。

	平成 30 年度	平成 31 (令和元) 年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
	実績	見込	目標値				
延べ日数/月	1	12	12	※			
利用者数	1	6	6	※			

(6) 障害児相談支援

障害児通所支援を利用するすべての障害のある子どもを対象に、サービス利用時に障害児支援利用計画の策定、サービス等の利用状況の検証と計画の見直し、その他サービス事業所等との連絡調整を行います。

	平成 30 年度	平成 31 (令和元) 年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
	実績	見込	目標値				
利用者数	370	421	467	※			

※令和 3 年度以降の目標値は、「第 2 期草津市障害児福祉計画(令和 3~5 年度)」にて定めます。

4 「草津っ子」育み事業

(1) 施策の目的

目指す子どもの姿「草津っ子」

心豊かでたくましく生き、未来をつくる草津の子ども

子どもたちが、健やかに育つことを願い、家庭、地域、学校 企業、市等社会全体で子どもの育ち（「草津っ子」の育み）を応援していきます。

(2) 取組内容

①いのちを大切に作る子ども（「体」育み事業）

家庭は子どもが育つ基盤となる場所であり、子どもの幸せと健やかな成長に重要な役割を担っています。家庭、認定こども園、幼稚園および保育所（園）や学校等との連携を図りながら、子どもたちが生涯にわたって健康を維持するための基本的な生活習慣や運動習慣の習得等、健やかな育ちを支援します。

また、食の楽しさや大切さ、正しい食習慣や感謝の気持ちを育みます。

事業番号	事業名	担当課
67	子どもや子育て世帯が身近に利用できる遊び場等の整備	草津川跡地整備課 公園緑地課
85	すこやか訪問の推進	子育て相談センター
95	離乳食レストランの充実	子育て相談センター
102	小学校体力向上プロジェクト事業	スポーツ保健課
103	中学校体力向上プロジェクト事業	スポーツ保健課
105	栄養相談の実施	子育て相談センター
106	認定こども園、幼稚園および保育所（園）での食育の推進	幼児課
107	地域での食育の推進	健康増進課
108	小学校での食に関する指導	スポーツ保健課 (学校給食センター)

②よく考え、主体的に行動する子ども（「学び」育み事業）

子どもたちが多くの時間を過ごす場である認定こども園、幼稚園および保育所（園）や学校等では、幼児期の教育から小学校教育への学びの連続性を保ち、表現する力や探求する心、確かな学びの力を育てる本市独自の様々な取組を推進します。

また、家庭での子育てを支援するため、母親だけでなく、父親、祖父母を対象とした各種講座・イベントを開催し、家族全体での子育てと学びを推進します。

さらに、文化、芸術、スポーツ、科学等幅広い分野で、様々な体験や人との関わりを通し、将来の夢や目標の実現に向けて、主体的に行動・参画する機会を設け、子どもの好奇心・探究心を育みます。

事業番号	事業名	担当課
15	就学前教育・保育カリキュラム（共通カリキュラム）の推進	幼児課
16	就学前教育と小学校教育との円滑な接続と連携の推進	幼児課
17	幼稚園ステップアップ推進事業	幼児課
18	保育体験・異年齢交流の推進	幼児課
19	就学前教育サポート事業	幼児課
20	幼児教育推進体制の充実	幼児課
26	英語教育推進事業	学校教育課
28	教室アシスタント配置事業	児童生徒支援課
29	学びの教室プロジェクト	児童生徒支援課
30	国語・英語を中心とした学力向上事業	学校政策推進課
31	学校図書館教育の推進	学校政策推進課
32	I C T教育の推進	学校政策推進課
33	「学校教育パイオニアスクールくさつ／夢・未来を抱くスペシャル授業 in 草津」の推進	学校政策推進課
104	ジュニアスポーツフェスティバルの開催	スポーツ保健課
121	妊婦教室	子育て相談センター
122	ブックスタート事業	子育て相談センター
123	家庭教育に関する学習機会の提供	幼児課
124	家庭教育サポート事業の推進	生涯学習課
140	草津市子ども環境会議の開催	くさつエコスタイルプラザ

③人と豊かに関わる子ども（「心」育み事業）

子どもたち同士が幅広く関わる環境や、経験を積み重ねられる環境をつくることで、思いやりや協働の心を育みます。

また、地域、園、学校等を通して、身近な大人も含めた様々な出会いと交流により、思いやりの意識の醸成や集団でのルールを習得するなど、子どもの将来に向けた人間形成を図ります。

事業番号	事業名	担当課
18	保育体験・異年齢交流の推進	幼児課
21	公立認定こども園、幼稚園および保育所（園）の園庭開放	幼児課
27	道徳教育推進事業	学校教育課
117	つどいの広場運営事業	子育て相談センター
110	児童館運営事業	子育て相談センター
122	ブックスタート事業	子育て相談センター
125	子育て支援センター機能の充実	子育て相談センター
126	地域子育て支援センターの充実	子育て相談センター
127	子育て支援施設の整備	子育て相談センター

④生まれ育った地域に愛着をもつ子ども（「ふるさと」育み事業）

子どもが地域の人との関わりを通して学び、家庭や学校、地域の協働により大人もともに成長する場として、歴史、自然、行事や人のつながり等、子どもたちの住む地域の特性を活かし、地域での子どもの育ちや地域の子育て力を向上させる取組を推進します。

事業番号	事業名	担当課
46	障害のある子どものファミリー・サポート・センター利用助成	子育て相談センター
118	子育てサークル活動の支援事業	子育て相談センター
128	子育て支援サービスに関する情報提供の充実	子育て相談センター
137	ひとり親家庭のファミリー・サポート・センター利用助成	子育て相談センター
141	地域協働合校の推進	生涯学習課
146	歴史資産を活かした体験機会の充実	草津宿街道交流館
147	子どもの読書活動推進事業（子ども対象）	図書館
148	子どもの読書活動促進事業（一般対象）	図書館
150	学校図書館支援事業	図書館
151	学校支援活動事業	図書館
153	ファミリー・サポート・センター事業の推進	子育て相談センター

⑤「草津っ子」の普及、啓発

目指す子どもの姿の普及、啓発を通じて、子育てしやすいまちとしての本市の魅力を発信し、子どもを社会全体で育てるまちの実現を目指します。

【目標値】

(1) 子育てのしやすさ（アンケート調査の実施）

	平成 30 年度	平成 31 (令和元) 年度	令和2 年度	令和3 年度	令和4 年度	令和5 年度	令和6 年度
	実績	見込	目標値				
満足度	84.5%	85%	85.6%	86.2%	86.8%	87.4%	88%

※児童手当受給全世帯（中学生以下）を対象に行っている「子育てしやすいまちづくりについてのアンケート」の結果であり、本計画に掲載しているニーズ調査とは異なるものです。

※「草津市は子育てしやすい所ですか。」の問いに「そう思う／どちらかというと思う」と答えた人の割合